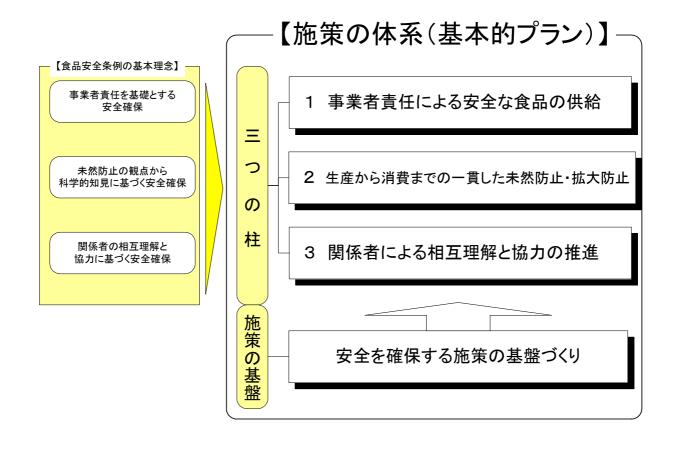
第2 都における食品の安全確保施策の体系(基本的プラン)

1 施策体系の考え方

第1で触れたとおり、本計画では食品安全条例の基本理念を踏まえ、次の3つの 事項を施策の柱として体系化するべきものと考える。

また、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、国・他の自治体との連携などの施策を3つの柱を支える"基盤"と位置づけるとともに、すべての施策について、その課題及び解決に向けた方向性を明らかにしておく必要がある。

なお、こうした考え方に基づき、現在及び今後都が進めていく施策について、総合的な体系、課題および対応をとりまとめると、次ページ以降のように整理されるものと考えられる。



食品安全確保施策の総合的な体系

安事 品 任 0 供 ょ 給る

生産段階での衛生管理推進(産業労働局)

- 食品衛生自主管理認証制度(福祉保健局)
- HACCP導入支援(福祉保健局)
- 食品衛生推進員制度の活用(福祉保健局)
- 食品衛生自治指導員・食品衛生推進員による自主管理促進 (福祉保健局)
- 卸売市場における自主管理の推進(中央市場)
- トレーサビリティ等の普及促進(産業労働局)
- 記録の作成・保存の実施に向けた指導(福祉保健局)
- 農産物や家畜の安全対策の普及指導(産業労働局)
- 食品加工分野の技術に関する普及指導(産業労働局)
- 製造・輸入・販売者等に対する講習会(福祉保健局)

事業者に対する技術的支援

情報の収集、整理、分析及び

評価の推進

食品の生産から販売に至る

監視、指導等

食品表示の適正化の推進

指導・監視体制の整備

事業者の自主的衛生管理の推進

生産から販売に至る各行程での

情報の記録等

- 食品安全の観点から家畜の病気や病害虫の発生状況の把握と
- それに基づく動物用医薬品、農薬等の適正使用指導(産業労働局) 食中毒発生動向及び原因調査(福祉保健局)
- 食品の安全に関する先行的な調査(福祉保健局)
- ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査(環境局、福祉保健局)
- 海外情報や学術情報の収集(福祉保健局)
- 食品安全情報評価委員会の運営(福祉保健局)
- 安全性調查・措置勧告(福祉保健局)
- 農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指 導及び検査(産業労働局)
- 畜産物等の安全対策(産業労働局)
- BSE対策(産業労働局、福祉保健局、中央卸売市場)
- 製造・加工・調理・販売施設等の監視指導(福祉保健局)
- 食品等の収去検査(福祉保健局)
- 広域に流通する食品に対する監視指導(福祉保健局)
 - 自主回収報告制度(福祉保健局)
- 輸入食品対策(福祉保健局)
- 健康食品対策(福祉保健局、生活文化局)
- 都内全域の監視体制整備(福祉保健局)
- 法令・条例に基づく適正表示の指導(福祉保健局、生活文化局)
- わかりやすい表示の普及(福祉保健局)
- 消費生活調査員による調査(生活文化局、福祉保健局)
- 食品安全対策推進調整会議緊急連絡会議の設置(関係各局)
- 大規模食中毒等の対応マニュアル整備(関係各局)
- 卸売市場内における危機管理対応(中央市場)

然消 止 費 ま 拡 で 大の防一 止貫 た

関

ょ 力 の る

> 理 解

غ

(係者に・

推 相

進 互

都

お

け

る食

品

の安全確

保

生

産

未か

緊急時の体制整備

教育・学習の推進

食品の安全に関する普及啓発・情報提供(福祉保健局、生活文化局)

食品の安全に関する食育の推進(関係各局)

都民の自主的な学習に対する支援(生活文化局)

生産情報の提供促進(産業労働局) 事業者による情報公開の促進

リスク情報の提供促進(福祉保健局、生活文化局)

- 都民・事業者・行政による情報・意見交流の推進(福祉保健局) 情報の共有化、意見の交流等の推進
 - 都民間での情報・意見交流の推進(福祉保健局、生活文化局)
 - 都民・事業者による情報・意見交流の推進(環境局)

都民及び事業者の意見の反映

- 食の安全に関する審議会の運営(福祉保健局、生活文化局)
- 都民・事業者からの意見の受付(関係各局)
- 相談等への対応(福祉保健局、生活文化局)

基盤づくり安全確保施策 策 0

基盤となる調査研究・技術開発

区市町村、国等との連携等

- 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発(産業労働局)
- 試験検査法の開発・改良(福祉保健局)
- 食品安全に関する基礎研究(福祉保健局、産業労働局)
- 生産段階の安全確保に係る自治体連携(産業労働局)
- 食品衛生に関する自治体連携(福祉保健局)
- 監視や相談対応における区市町村、他自治体との連携(関係局)
- 国との連携・提案要求(関係各局)

2 体系化した各施策の現状、課題及び対応

1 事業者責任による安全な食品の供給

食品の供給には、生産・製造事業者はもとより、輸入、保管、運搬、販売、調理など様々な食品関係事業者が関与している。都民に安全な食品を提供するためには、こうした食品の供給にかかわるすべての事業者がその安全確保に向け、積極的に取組むことが必要である。

このため、都は、食品の生産から販売にいたる各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組みが一層促進されるよう、各種の施策を進めていく必要がある。

1 事業者の自主的安全管理の推進

【現状と課題】

東京都食品安全条例では、その基本理念の一つとして「事業者責任を基礎とする安全確保」を掲げ、あわせて自主的な衛生管理の推進をはじめとする事業者の責務を規定している。しかし、生産者を含め、各事業者の取組には格差があるのが現状であり、生産から消費に至るすべての段階での積極的な取組をより一層推進していく必要がある。

【対 応】

- HACCP 支援事業、食品衛生自主管理認証制度など、事業者による自主 的衛生管理の取組が客観的に評価され、事業者の社会的信頼が向上するよ うな仕組みをより多くの業種を対象に構築していく。
- 食品衛生自治指導員や食品衛生推進員制度など事業者及び事業者団体が 自主的な衛生管理を推進するために必要な支援を行なっていく。

【具体的な施策】

- 施策1 食品衛生自主管理認証制度(福祉保健局)
- 施策2 生産安全管理体制整備(産業労働局)
- 施策 3 HACCP 導入支援(福祉保健局)
- 施策4 食品衛生推進員制度(福祉保健局)

施策5 食品衛生自治指導委託(福祉保健局)

施策6 卸売市場での安全・品質管理者の設置(中央卸売市場)

2 生産から消費に至る各行程での情報の記録等

【現状と課題】

食品の仕入れ・販売等に関する記録とその保管は、事故発生時等の原因究明 や消費者への情報提供のため必要な事項である。

現在、国産の牛肉については、生産情報の記録作成、保管、伝達が法で義務づけられている。また、食品衛生法において、事業者は仕入れ・販売に関する記録の作成と保存に努める旨が規定されており、事業者に対するより一層の指導・普及が必要とされている。

【対 応】

- 法に基づく記録作成や保存の義務についての周知やトレーサビリティ等 の導入に対する国の支援策などについて普及を図っていく。
- 記録の作成・保管について、その実施に向けた指導を強化していく。

【具体的な施策】

施策7 トレーサビリティの普及促進(産業労働局)

施策8 記録の作成、保存の実施に向けた指導(福祉保健局)

3 事業者に対する技術的支援

【現状と課題】

食品安全基本法の制定、食品衛生法の抜本的改正など、食品の安全に関連する法の改正が頻繁に行われ、制度等の内容が分かりづらくなっている

また、新たな農薬や動物用医薬品の開発、製造・検査技術の高度化など、事業者が衛生管理を行ううえで、新たな技術や知識を習得するための支援が必要となっている。

【対 応】

- 法制度の概要、法改正の内容等について事業者へ分かりやすく普及を図っていく。
- 食の安全確保のため新しい製造・加工技術等の普及、指導を実施してい

< 。

○ 食品製造、加工、販売施設等で安全管理の核となる人材の育成を進めていく。

【具体的な施策】

施策9 農産物や家畜の安全対策の普及指導(産業労働局)

施策 10 食品加工分野の技術に関する普及指導(産業労働局)

施策 11 製造・輸入・販売者等に対する講習会(福祉保健局)

2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止

食品の安全確保は、その生産から消費に至るすべての段階で適切に実施される必要がある。また、最新の科学的知見に基づき健康への悪影響を未然に防止するための施策を進めるとともに、健康被害等が発生した場合に迅速・的確にその被害の拡大防止や再発防止が図られる取組を進める必要がある。

1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

【現状と課題】

国では食品安全基本法に基づき内閣府に「食品安全委員会」を設置し、リスク評価を一元的に実施している。

一方、都においても、健康への悪影響の未然防止・拡大防止の観点から、都 民に身近な自治体として、現場情報をはじめとする様々な情報をいち早くキャッチし、これらを分析して、大消費地東京における食品の安全確保に向けた施 策を実施することが求められている。

【対 応】

- さまざまな情報収集、調査等を通じて、食品の安全に関する情報を幅広 く収集していく。
- 収集された情報を科学的に分析し、その結果を重点的な監視指導や国への提案要求など具体的な施策へ反映し、健康への悪影響の未然防止、拡大防止を図っていく。

【具体的な施策】

- 施策 12 食品安全確保の観点からの家畜疾病の検査や病害虫の発生状況の 把握 (産業労働局)
- 施策 13 食中毒発生動向及び原因調査(福祉保健局)
- 施策 14 食品の安全に関する先行的調査(福祉保健局)
- 施策 15 ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (環境局、福祉保健局)
- 施策 16 海外情報や学術情報の収集(福祉保健局)
- 施策 17 東京都食品安全情報評価委員会の運営(福祉保健局)
- 施策 18 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の運用 (福祉保健局)

2 食品等の生産から販売に至る段階での検査、監視指導

【現状と課題】

都には、様々な国や地域で生産された食品が大量に流通されている。

こうした大消費地東京の地域特性に対応した効果的な監視指導を行うため、 特別区と連携した都内全域をカバーする広域的・機動的な監視指導体制の整備、 関係部署の連携による生産から販売に至るすべての段階での適切な対応が求め られている。

【対 応】

- 関係各局の連携によりフードチェーン全体を網羅した監視指導や検査 を推進していく。
- 特別区との連携により、広域に流通する食品の安全に係る事件・事故等 に的確かつ迅速に対応できる機動的な監視指導を推進していく。

【具体的な施策】

- 施策 19 農薬、動物医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び 検査 (産業労働局)
- 施策 20 畜産物等の安全対策(産業労働局)
- 施策 21 牛海綿状脳症 (BSE) 対策 (産業労働局、福祉保健局、中央卸売市場)
- 施策 22 製造・加工・調理・販売施設等の監視指導(福祉保健局)

- 施策 23 食品等の収去検査(福祉保健局)
- 施策 24 広域流通食品に対する監視指導(福祉保健局)
- 施策 25 自主回収報告制度(福祉保健局)
- 施策 26 輸入食品対策(福祉保健局)
- 施策 27 健康食品対策(福祉保健局、生活文化局)
- 施策 28 都内全域の監視体制の整備(福祉保健局)

3 食品表示の適正化の推進

【現状と課題】

食品表示に関連する法律は、食品衛生法以外にもJAS法、健康増進法、薬事法、景品表示法など多岐に渡り、表示すべき事項が複雑となっていることから、都民および事業者に分かりにくいものとなっている。このため、事業者に対する指導や都民に対する食品表示の正しい知識の普及を推進する必要がある。

【対 応】

- 食品の表示に関する指導に係る関係局の連携を強化し、法、条例等に基づく適正表示に向けた指導を徹底していく。
 - 都民にとって分かりやすい表示方法の普及を図っていく。

【具体的な施策】

- 施策 29 法令・条例に基づく適正表示の指導(福祉保健局、生活文化局)
- 施策30 わかりやすい表示の普及(福祉保健局)
- 施策 31 消費生活調査員による調査(生活文化局、福祉保健局)

4 緊急時の体制整備

【現状と課題】

流通の大規模化、広域化などにより、食品に関連する事故等も大規模化、複雑化する傾向にあり、予測困難な事態が発生する可能性が高まっている

こうした事態に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携協力体制の確立 など、危機管理体制の構築が不可欠となっている。

【対 応】

- 新たな知見や情勢の変化に対応したマニュアルを整備し、訓練などの検 証を通じてその改定を実施していく。
- 卸売市場における危機管理マニュアルの制定並びに安全・品質管理者に よる危機管理体制の充実を図っていく。
- 予測困難な事態に迅速・的確に対応するため、推進調整会議の緊急会議 を活用した関係各局の連携協力体制を整備していく。

【具体的な施策】

- 施策 32 食品安全対策推進調整会議緊急連絡会議の活用 (関係各局)
- 施策33 大規模食中毒等の対応マニュアル整備(関係各局)
- 施策 34 卸売市場内における危機管理対応(中央卸売市場)

3 関係者による相互理解と協力の推進

食品の安全確保は、行政による規制だけで担保されるものではなく、事業者が安全な食品供給と情報提供を行い、都民は正確な情報に基づき正しい商品選択を行うなど、それぞれの役割を果たしながら、お互いの取組への理解と協力に基づき推進されることが重要である。

こうした食品の安全に係わる関係者の理解と協力の推進に向け、都の積極的な取組が求められている。

1 教育・学習の推進

【現状と課題】

関係者が相互理解と協力を進めるためには、それぞれ食の安全に関する十分な知識と理解が必要である。このため、都民に正しい知識と情報を提供することが求められている。

【対 応】

- 様々な広報媒体を通じた食品の安全に関する情報の提供、普及啓発の実施を進めていく。
- 地域、学校(社会福祉施設を含む)、家庭などで食品の安全に関する教育・学習を推進していく。
- 自主的な学習に取組む都民へ、学習場所の提供などの支援を行っていく。

【具体的な施策】

施策 35 食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (福祉保健局、生活文化局)

施策 36 食品の安全に関する教育・学習の推進 (福祉保健局、産業労働局、生活文化局、教育庁)

施策37 都民の自主的な学習に対する支援(生活文化局)

2 事業者による情報公開の促進

【現状と課題】

食品の安全について都民の関心が高まる中で、生産履歴等の情報提供に対する要望が高まっている。

都民の事業者に対する信頼向上と相互理解に向け、また、遵法経営の一環と して食品の安全に関する情報の積極的な公表が求められている。

【対 応】

○ 事業者が所有している生産情報や自主回収などのリスク情報を広く都民 に提供する施策を推進していく。

【具体的な施策】

施策 38 生産情報の提供促進 (産業労働局)

施策 39 リスク情報の提供促進(福祉保健局、生活文化局)

3 情報の共有化、意見の交流等の推進

【現状と課題】

食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるためには、関係者の間で情報を共有化し、意見の相互交流を図ることが必要である。

都はこれまでも食品保健懇話会の開催など様々な取組みを行ってきたが、今 後さらに、こうした意見の交流等を充実させることが求められている。

【対 応】

○ 様々な主体の組み合わせや手法による情報、意見の交流を推進していく。

【具体的な施策】

- 施策 40 都民・事業者・行政による情報・意見交流の推進(福祉保健局)
- 施策 41 都民間での情報・意見交流の推進(福祉保健局、生活文化局)
- 施策 42 都民・事業者による情報・意見交流の推進(化学物質関係) (環境局)

4 都民・事業者の意見の反映

【現状と課題】

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるためには、科学的な評価を踏まえるとともに、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施することが必要である。このため、都として広く都民・事業者の意見を聴き、それを的確に施策へ反映させていくことが求められている。

【対 応】

- 各種審議会を通じた関係者への意見照会と施策への反映を図っていく。
- 食品の安全についても、引き続き「都民の声」制度や消費生活条例に基づく都民からの「申出制度」を活用し、都民意見の反映を図っていく。
- 苦情·相談など日常業務を通じた意見聴取を図っていく。

【具体的な施策】

- 施策 43 食の安全に関する審議会の運営(福祉保健局、生活文化局)
- 施策 44 都民・事業者からの意見の受付(関係各局)
- 施策 45 相談等への対応(福祉保健局、生活文化局)

4 安全を確保する施策の基盤づくり

1 基盤となる調査研究・技術開発

【現状と課題】

新たな農薬などの化学物質の開発、ウイルス性食中毒の増加など、食品の安全に関するリスクが多様化・複雑化している中で、科学的な根拠をもって対策を講じることが求められている。

こうした科学的根拠を得るためには、検査・分析方法の開発など、安全確保 対策の基礎をなす研究・技術開発の推進が求められている

【対 応】

- 検査法が確立されていない物質等の検査法の開発を進めていく。
- 現在の検査法について、より迅速により精密な検査結果が得られるよう な改良を行っていく。
- 食中毒のリスクを軽減するような製造・加工方法の開発を進めていく。
- 土壌中のドリン系農薬の分解手法の検討など、基礎的な研究を進めてい く。

【具体的な施策】

- 施策 46 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)
- 施策 47 試験検査法の開発・改良(福祉保健局)
- 施策 48 食品安全に関する基礎研究(福祉保健局、産業労働局)

2 区市町村、国等との連携

【現状と課題】

都内で消費される食品のほとんどは都外で生産・製造されたものであり、また、食品流通が広域化する中で、国および他の自治体との連携は食品の安全確保においてより重要な事項となっている。また、特別区をはじめ、都内の基礎的自治体である区市町村との連携も不可欠となっている。

【対 応】

- 首都圏等の近隣自治体との定期的な会議の開催を行い、情報交換・連携 を図っていく。
- 日常的な業務を通じて、国および他の自治体との連携の強化を図ってい く。
- 必要に応じて国への提案要求などを行っていく。
- 生産者へ検査結果の情報提供など生産地との連携強化を図っていく。

【具体的な施策】

施策 49 生産段階の安全確保に係る自治体連携(産業労働局)

- 施策 50 食品衛生に関する自治体連携(福祉保健局)
- 施策 51 監視指導や苦情相談対応における区市町村、他自治体との連携 (関係各局)
- 施策 52 国との連携・提案要求 (関係各局)
- ※ 具体的な各施策の概要・方向性については、別紙参考資料を参照。